

ご確認ください

愛媛県最低賃金額が改正されます

愛媛労働局

令和6年10月13日から

時間額 **9 5 6** 円

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

最低賃金額との比較にあたっては、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与・期末手当など)、時間外労働・休日労働・深夜労働に対する手当、精皆勤手当・通勤手当・家族手当は算入されません。

愛媛県最低賃金より高い特定(産業別)最低賃金が定められている業種の利用者は、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、50万円以下の罰金に処せられることがあります。

最低賃金についてのご相談・お問い合わせは、愛媛労働局賃金室(089-935-5205)又は松山(089-917-5250)・新居浜(0897-37-0151)・今治(0898-32-4560)・八幡浜(0894-22-1750)・宇和島(0895-22-4655)の各労働基準監督署へどうぞ。

「業務改善助成金」のご利用を！

事業場内最低賃金を引き上げる
場合の助成制度があります。



業務改善助成金

検索

使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

ウェブで最低賃金がチェックできます。

最低賃金制度

検索



最低賃金に関する特設サイト

<https://pc.saiteichingin.info/>